

令和6年度ESD・SDGs出前授業実施要綱

第1条 趣旨

岡山地域の児童・生徒を対象に、持続可能な社会づくりに向けて活動する人、団体による出前授業を行うことで、将来のESD実践者として持続可能な地域づくりに参加する人材の育成を図ることを目的に、ESD・SDGs出前授業を実施する。

第2条 対象

岡山地域の小学校・中学校・高等学校

第3条 申込方法

本事業の申込をしようとする学校は、別途SDGsネットワークおかやまの定める方法により、授業実施希望日の約1ヶ月前までに申込をしなければならない。

第4条 申込期間

5月1日から12月27日まで

第5条 授業実施期間

6月1日から2月15日まで

第6条 授業内容

受講した児童・生徒が、ESD及びSDGsを身近に感じ、それぞれの年代にあった身近な社会（地域）課題について考え、行動変容につなげるきっかけを提供する。そのため、授業内容がSDGsのどの目標に合致するのか明確に説明できるものとする。

原則として、1回あたり2コマ以内（1コマは50分程度を想定）、1校につき年間で2回以下、クラス単位以上を基本とし、申込者の希望に応じて登録講師の中からSDGsネットワークおかやまが講師を調整する。但し、岡山ESD推進協議会とSDGsネットワークおかやまの協議により、回数について例外を認める場合がある。

第7条 派遣講師

本事業で派遣する講師は、別途SDGsネットワークおかやまの定める方法により登録された団体又は個人とする。また、岡山ESD推進協議会の推薦する者について、SDGsネットワークおかやまと協議の上、登録する場合がある。なお、講師として不適格であると岡山ESD推進協議会が判断する場合、SDGsネットワークおかやまと協議の上、登録を取り消す場合がある。

第8条 実施報告

実施校は、授業実施日から2週間以内に、ESD・SDGs出前授業報告書（様式第1号）によ

り、授業の実施報告をしなければならない。

講師は、授業実施日から1週間以内に、別途SDGsネットワークおかやまの定める方法より、授業の実施報告をしなければならない。

SDGsネットワークおかやまは、受講した児童・生徒を対象に別途SDGsネットワークおかやまの定める方法により、アンケートを実施することとする。

第9条 その他

本要綱に定めのない事項で、本事業の実施に必要と認められる事項に関しては、岡山ESD推進協議会とSDGsネットワークおかやま及び関係者が協議して定めるものとする。